

香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程

(設 置)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会（以下「本会」という。）

定款第4条第1項の規定に基づき、香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関することを定める。

(事務局)

第2条 県協議会は、事務局を本会内に置く。

(目 的)

第3条 県協議会は、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を目指して、香川県内で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図り、もって生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブへの活動支援
- (3) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (4) 総合型クラブの研修活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 県協議会は、県内の総合型クラブをもって構成する。

(加 盟)

第6条 県協議会に、新規に加盟する総合型クラブは県協議会の承認を必要とする。

(全国協議会への登録)

第7条 加盟した総合型クラブのうち「県協議会登録規程」により総合型地域スポーツクラブ全国協議会へ登録した総合型クラブを「登録クラブ」とする。

2 登録に関しては、別に定める。

(役 員)

第8条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 常務理事 1 名
- (5) 監 事 1 名

(役員を選任)

第9条 前条の役員は、総会において加盟クラブの会員から選任する。

- 2 会長は、前項のほか、県スポーツ協会及び広域スポーツセンター事務局職員の中から理事を委嘱することができる。

(役員職務)

第10条 会長は、本協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、総会で議決された業務の執行及び緊急を要する事項を審議し処理する。
- 4 監事は、会務・会計について監査し、その結果を総会で報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(総 会)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算について
- (2) 事業報告及び収支決算について
- (3) 役員を選任について
- (4) 規程の改正について
- (5) その他、本協議会の業務に関する重要事項について

(会議の定足数)

第13条 会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない構成員は委任状をもって出席したものとみなす。

第14条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(会議の招集等)

第15条 総会及び理事会は、会長が招集し毎年1回以上開催する。

2 会議の議長は会長があたる。

(会 計)

第16条 本協議会の会計は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は1クラブ1,000円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改 定)

第17条 この規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(細 則)

第18条 この規程施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程の施行と同時に、香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規約（以下「協議会規約」という。）は廃止する。ただし、協議会規約第7条各項については、この規定による役員が置かれるまでは、これを適用する。

附則 （令和7年7月4日第8条改定）